

令和8年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金に係る補助金の減額に関する
事務処理要綱

令和8年3月31日7福祉高施第1970号

1 目的

この要綱は、令和8年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和8年3月11日付7福祉高施第1969号。以下「交付要綱」という。）3（5）に該当する場合において、補助金の一部を交付しない場合（以下「補助金の減額」という。）の基準、手続等に関し必要な事項を定め、補助金の適正な執行を確保することを目的とする。

2 対象施設

この補助金の減額となる対象施設は以下のとおりとする。

- (1) 令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和6年11月8日付6福祉高施第1313号）（以下「令和6年度交付要綱」という。）5に基づくサービス評価・改善計画加算を実施しない施設
- (2) 令和6年度交付要綱13に基づく財務情報等の公表を実施しない施設

3 減額の対象年度

令和8年度

4 減額方法

交付要綱付表3-2評価加算「努力・実績加算」の補助額のとおり

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和6年度途中で新規に開設した施設においては、東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱（平成16年3月30日付15福総画第406号）別表1中「サービス改善計画・実施状況の公表」は適用しない。